

西工第 10 号
平成 20 年 4 月 7 日

各工事事業課長様

工事検査課長

交通誘導員の配置に関する特記仕様書の制定について

標記については、別添のとおり、交通誘導員の配置に関する特記仕様書を定め、下記のとおり運用することとしましたので、関係職員への周知をお願いします。

記

1. 実施内容

別添「交通誘導員の配置に関する特記仕様書」による。

2. 対象工事

平成 20 年 5 月 1 日以降に交通誘導員を設計計上する工事

3. 制定理由

公共工事は、施工地域の交通条件、施工時期、自然条件、社会条件などの制約条件が工事毎異なるため、設計図面や特記仕様書を含む設計図書に施工条件を明示することにより、適正かつ円滑な施工の確保に努めている。

しかし、交通誘導員については、設計数量を明示していなかったため、安全対策について、発注者と請負者の間において条件のとらえ方に相違が生じ、適正かつ円滑な施工に支障を来すことが多く、建設関係団体からも交通誘導員に関する条件明示の要望があった。

そこで、工事現場及びその周辺における交通安全の確保と、交通への影響を最小化するため、「交通誘導員の配置に関する特記仕様書」を制定し、安全対策に関する条件明示を行うことで適正かつ円滑な施工を図るものである。

4. 設計図書における取扱

- ① 設計図書に別紙「交通誘導員の配置に関する特記仕様書」を添付すること。
- ② 上記特記仕様書添付時、条件明示より、第 1 条の条文中へ交通誘導員 A 及び、交通誘導員 B の設計計上人員数を記入すること。
- ③ 設計図書へ交通誘導員配置図を添付すること。なお、交通誘導員数量計算書には日当たり施工量を記載しているため、金抜き設計書には添付しないこと。

5. 当初設計時留意事項

- ① 不稼働係数は考慮しないこと。
- ② 原則、準備及び片付けの期間は、交通誘導員の配置期間に算入しないこと。
- ③ 日当たり施工量は、愛媛県土木積算基準や愛媛県下水道基準等、公的機関が取り決めた数値を使用し、出典先を明示すること。
- ④ 現場条件により公的機関が取り決めた数値を使用しない場合（補正係数的なもの）は、その根拠を明示すること。
- ⑤ 交通誘導員配置図（様式指定なし・平面図等を活用）を作成し、金抜き設計書に添付すること。
- ⑥ 交通誘導員数量計算書（別紙様式）を作成するが、金抜き設計書には添付しないこと。
- ⑦ 道路管理者からの占用条件や、地元住民や警察等との協議の結果、交通誘導員の配置場所や配置期間について指示を受けた場合は、許可書や協議録等、交通誘導員計上数量の根拠となる文書を添付すること。
- ⑧ 「市内一円の舗装補修工事」のように、一つの設計書に複数の施工箇所があり、なおかつ、施工箇所間を移動時も交通整理員を拘束する場合は、実績等により移動時間を考慮した配置人員とすることが出来る。ただし、移動時間についても交通誘導員数量計算書（別紙様式）に表示し、実態や実績を考慮したものとし、過大な数量の計上を排除すること。
- ⑨ 「一つの施工箇所に車線部と交差点部が併存する等、一工事内にて著しく施工条件が異なる場合」は、施工条件毎、条件の差異を適正に反映させた交通誘導員数量計算書（別紙様式）を作成し、過大な数量の計上を排除すること。

4. 変更設計時留意事項

- ① 設計変更できる事例
 - ①-1 当初発注時点において予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地にて確認され、標準的な作業日数以上の日数を要した場合。
 - ①-2 設計時に施工中における交通流や交通量を想定し、交通誘導員を計上していたが、施工時、想定していたものと異なる結果となり、安全な施工を確保するためには交通誘導員の追加配置が必要であると発注者が認めた場合。
 - ①-3 施工時において、道路管理者や地元住民等から交通誘導員の追加配置の要望があり、発注者と請負者の協議の結果、発注者が追加配置を正当なものと認めた場合。
 - ①-4 発注者が安全な施工を確保するため、特に追加配置を認めた場合。但し、このような場合は、その理由や根拠を文書化しておくこと。
- ② 変更にあたっての留意事項
 - ②-1 関係者との協議録を作成し、協議過程を文書化しておくこと。
 - ②-2 施工中の状況写真の撮影や、当初設計と施工中の状況を対比した資料（設計図面との対比図面、柱状図等）を作成し、当初設計と施工中の状況との相違を明確にし、それに伴う変更数量の根拠を明らかにしておくこと。
 - ②-3 協議の結果として軽微なものは、金額の変更を行わない場合もある。
 - ②-4 請負者へ変更指示する場合は、その都度、事前に変更指示内容を表した指示

書を作成し、指示書決裁権者まで決裁を取った後、請負者に指示すること。

- ②-5 請負者へ変更指示する場合は、交通誘導員の配置方法や配置期間等について協議を行うと共に、指示内容を文書化し、発注者の考え方を確実に請負者に伝達する。
 - ②-6 変更協議後、工事再開までに変更後の交通誘導員配置図や、交通誘導員配置期間を表した工程表を請負者より提出させる。
 - ②-7 緊急の場合は、口頭により指示するが、後日、出来るだけ早い時期に指示内容を記載した指示書を発行すること。
 - ②-8 変更施行伺い決裁時、上記指示書及び、交通整理員計上人員の変更前後計算書、配置図等を添付すること。
- ③ 設計変更できない事例
- ③-1 請負者が発注者と協議を行わず、請負者が独自に判断して着手前提出している交通誘導員配置図や配置期間工程表と異なる交通誘導員の配置した場合。
 - ③-2 請負者と発注者が協議を行ったが、発注者より文書による協議の回答がない時点において交通誘導員を追加配置した場合。
 - ③-3 発注者が請負者に対して行う交通誘導員の追加配置に関する指示について、指示書でなく、口答のみにより指示した場合。
 - ③-4 請負者の施工能力不足や施工管理能力不足により、日進量の遅れや交通への支障が大きくなり、追加配置が必要になった場合。